

別 紙 目 録

- 1 当事者目録
- 2 法令等の定め
- 3 監査委員の監査基準
- 4 平成18年度按分対象支出 原告ら返還請求額
- 5 平成15年度～平成17年度 原告ら返還請求額
- 6 平成15年度～平成17年度 判決認定額

当 事 者 目 録

【省略】

法 令 等 の 定 め

1 自治法

自治法 100 条 13 項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と定め、同条 14 項は、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例で定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と定めている。これらの規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）により平成 13 年 4 月 1 日に施行された。

2 本件条例

本件条例は自治法 100 条 13 項に基づき制定されたものであり、本件に係る部分は次に抜粋するとおりである。

なお、12 条については、平成 20 年神奈川県条例第 3 号による改正により、平成 20 年度からは、政務調査費の収支報告書とともに当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを議長に提出するものとされているが（甲 20）、それより前の年度においては、収支報告書記載事項以外に政務調査費の支出の詳細を県の住民が知る手だては存在しなかった。

2 条 政務調査費は、議会の会派（所属議員が 1 人である場合を含む。）及び議員に交付する。

3条 政務調査費の額は、議員1人当たり月額53万円とする。

2 政務調査費の交付の方法は、会派ごとに、次の各号に掲げる交付の方法のいずれかによるものとし、その交付額は、当該各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 会派に交付する方法 前項に規定する議員1人当たりの月額に、当該会派に所属する議員の数を乗じて得た額
- (2) 議員に交付する方法 前項に規定する議員1人当たりの月額
- (3) 会派及び議員に交付する方法 前項に規定する議員1人当たりの月額を会派に交付する額と所属する議員に交付する額に一律に区分し、会派に交付する額にあつては第1号の例に準じて算出した額、議員に交付する額にあつては前号の例に準じた額

9条 政務調査費の交付の対象となる経費は、調査研究費、研修費、会議費その他規程で定める経費とする。

10条 第3条第2項第1号又は第3号に掲げる政務調査費の交付の方法を採る会派は、政務調査費経理責任者及び政務調査費監査責任者を置かなければならない。ただし、所属議員が1人である会派に係る政務調査費監査責任者については、この限りでない。

2 政務調査費監査責任者は、会派に交付する政務調査費の収入及び支出について監査を行わなければならない。

11条 政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、証拠書類等を整備するとともに、その内訳を明確にした会計帳簿を備え置かなければならない。

2 会派及び議員（当該会派が議員の任期満了又は議会の解散により消滅した場合におけるこれと実質的に同一視される一般選挙後に結成された会派及び議員であった者を含む。）は、前項に規定する会計帳簿及び証拠書類等を次条に規定する収入及び支出の報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5

年を経過する日まで保存しなければならない。

12条 会派の代表者及び議員は、当該年度に係る政務調査費の収入額、支出額、残額その他規程で定める事項を記載した収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を翌年度の5月15日までに議長に提出するものとする。

2（省略）

3 議長は、前2項の規定により提出された収支報告書の写しを、速やかに、知事に送付するものとする。

13条 会派及び議員は、当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該年度において行った政務調査費による支出（第9条に規定する経費に係る支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残額に相当する額を翌年度の5月31日までに返還しなければならない。

2（省略）

3 前2項で規定する期間内に政務調査費の残額を返還しなかった場合においては、当該期間の末日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

14条 議長は、第12条第1項及び第2項の規定により収支報告書が提出されたときは、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで、これを保存しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、議長に対し、収支報告書の閲覧を請求することができる。

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 県内に勤務する者
- (3) 県内に在学する者
- (4) 県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

- (5) 前各号に掲げるもののほか，収支報告書の閲覧を必要とする理由を明示するもの

3 本件規程

本件規程 5 条及び別表は，本件条例 9 条に基づき次のとおり定めている。

5 条 条例第 9 条に規定する規程で定める経費は，次に掲げる経費とする。

- (1) 資料作成費
- (2) 資料購入費
- (3) 広報費
- (4) 事務所費
- (5) 事務費
- (6) 人件費

2 政務調査費の用途は，別表の経費の欄の区分に応じ，同表の用途の欄に掲げるとおりとする。

〔別表は次頁〕

別表

| 経 費 | 使 途 |
|-------|--|
| 調査研究費 | 会派及び議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費 |
| 研 修 費 | 会派が開催する研修会，講演会等の実施に要する経費並びに団体等が開催する研修会，講演会等への議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費 |
| 会 議 費 | 会派が開催する各種会議及び議員が開催する県民の県政に関する要望，意見等を聴取するための各種会議に要する経費 |
| 資料作成費 | 会派及び議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 |
| 資料購入費 | 会派及び議員が行う調査研究のために必要な図書，資料等の購入に要する経費 |
| 広 報 費 | 会派及び議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 |
| 事務所費 | 会派及び議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 |
| 事 務 費 | 会派及び議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費 |
| 人 件 費 | 会派及び議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 |

監 査 委 員 の 監 査 基 準

第 1 各費目共通

- | |
|--|
| <p>1 支出に関する証拠書類については、次のように取り扱うものとした。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 原則として領収書の添付を要する。(2) 政務調査費の支給が会派あてであるときは、領収書のあて名は原則として会派あてであることを要するが、個々の議員名も認めるものとした。(3) 領収書のあて名が他人名義（親族名義を含む）のもの、後援会名義のものは原則として目的外支出とした。(4) 領収書の添付がない場合は、成果物の提示その他の資料等から支払の事実が推認できることを要する。 |
| <p>2 次の活動等に係る経費の支出は、政務調査費の使途の目的外（以下「目的外」とする。）とした。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 政党活動(2) 選挙活動(3) 後援会活動(4) 私的経費 |
| <p>3 次の事項に要する経費（会費等）の支出は目的外とした。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 活動総体が政務調査活動に寄与しない団体(2) 個人として加入している団体等 （例）町内会費，同窓会費，PTA会費，県人会会費，ライオンズクラブ会費，スポーツクラブ会費等議員個人に帰属する会費(3) 政党本来の活動に伴う党大会，党費等(4) 議会内の親睦団体 |

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (5) 他議員の後援会 (6) 宗教団体 (7) 冠婚葬祭 (8) 意見交換を伴わない会合 (9) 寄付金，祝い金，協賛金，手みやげ (10) 祝電，弔電，レタックス |
| <p>4 次の会合等への出席に係る経費の支出は目的外とした〔注〕。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 挨拶，会食やテープカットだけの出席 (2) 飲食を主目的とする新年会・忘年会・懇談会への出席 <p>（例）出版記念・受勲記念祝賀パーティー等</p> |
| <p>5 食糧費については次のとおりとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会議参加のための弁当代は，1，500円を超える部分を目的外とした。 (2) 事務所における茶菓代については一人当たり月額10，000円を超える部分を目的外とした。 (3) その他飲食代について，会議における飲食は1，500円を超える部分を目的外とした。 |
| <p>6 交通費及び自動車に係る経費については次のとおりとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公共交通機関（タクシーを含む）の利用に係る経費（バスカード等プリペイドカード代，ICカードへのチャージ代を含む），自動車利用の際のガソリン代，有料道路代等については，原則として，利用区間及び用務内容の記載を要する。 <p>ただし，今回はこれらの費用の合計について，一人当たり月額50，000円を超えるものを目的外とし，会派支給においては，年額に所属議員数を乗じた額を上限とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> (2) 駐車料金（月極駐車場を除く）については，原則として，用務内容の記載を要するが，今回は一人当たり月額10，000円を超える部分を目的外と |

した。

- (3) 車両購入代，自動車保険料，自動車税，車検代，洗車代，修理代，その他自動車の整備に関する費用については目的外とした。
- (4) 自動車リース料については，政務調査活動以外にも使いうることを考慮し，今回は10分の1を目的外とした。

〔注〕4において，そこに記載のない会合等への参加費については基準が示されていないが，実際には，監査委員は，業界団体会議（商店街，労働組合等の新年会，懇親会を含む。）参加費は5000円を超える額を目的外支出とする基準を設定し，これを適用して目的外支出か否かの判断を行った（甲9）。

第2 交付対象経費

1 調査研究費

政務調査費条例施行規程により，会派及び議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとした。

- (1) 調査研究の委託等については，委託契約書及び報告書等成果物の確認ができることを要する。
- (2) 県外（海外を含む）視察調査費については，具体的な行程表及び調査報告書等成果物の確認ができることを要するものとし，これらが確認できない場合は，今回は2分の1を目的外とした。
- (3) 議員連盟費等については，その活動内容から政務調査活動と認められないものは目的外とした。
- (4) 会議延長に伴う宿泊費については，今回は2分の1を目的外とした。

2 研修費

政務調査費条例施行規程により，会派が開催する研修会，講演会等の実施に要

する経費並びに団体等が開催する研修会，講演会等への議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとした。

- (1) 研修会，講演会等の内容が政務調査と関連のないものは目的外とした。
- (2) 個人の資格取得のための講座受講料は目的外とした。

3 会議費

政務調査費条例施行規程により，会派が開催する各種会議及び議員が開催する県民の県政に関する要望，意見等を聴取するための各種会議に要する経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとした。

後援会が開催する会議の費用は目的外とした。

4 資料作成費

政務調査費条例施行規程により，会派及び議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとした。

資料等印刷に係る経費については，成果物が確認できることを要するものとし，成果物が確認できない場合は，今回は2分の1を目的外とした。

5 資料購入費

政務調査費条例施行規程により，会派及び議員が行う調査研究のために必要な図書，資料等の購入に要する経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとした。

- (1) 新聞は原則として各1部を超えた部分は目的外とした。また，スポーツ新聞は目的外とした。

- (2) 書籍，雑誌等の購入は原則として各 1 部を超えた部分は目的外とした。

6 広報費

政務調査費条例施行規程により，会派及び議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとした。

- (1) 広報紙等印刷に係る経費については，成果物が確認できることを要するものとし，成果物が確認できない場合は，今回は 2 分の 1 を目的外とした。
- (2) 配布に係る経費については，配布物，配布先の特定を要する。
- (3) 後援会報印刷に係る経費は目的外とした。
- (4) 名刺代，年賀状代は目的外とした。
- (5) 看板作成に係る費用は目的外とした。
- (6) ホームページ作成・保守に係る費用は，ホームページの内容が政務調査活動の広報と認められる割合により按分すべきであり，今回は 10 分の 1 を目的外とした。

7 事務所費

政務調査費条例施行規程により，会派及び議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとした。

- (1) 事務所購入費，事務所（駐車場を含む）賃借のための敷金，礼金は目的外とした。
- (2) 事務所のリフォーム代，設備に係る工事代（電話回線工事代を含む）は目的外とした。
- (3) 火災保険等損害保険料，事務所警備に関する費用は目的外とした。
- (4) 自宅又は議員若しくは生計を一にする親族等の個人所有の事務所に対する

賃借料は目的外とした。

(5) 駐車場賃借料は、政務調査活動に使用する車両に係るもの以外は目的外とした。

(6) 事務所費の按分方法

次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合で按分する。

ア 賃借料（駐車場代を含む）

(ア) 政務調査活動に要した使用領域（面積等）、使用時間等により按分する。

(イ) 政務調査活動の割合が明らかでない場合は、今回は10分の1を目的外とした。

イ 光熱水費、テレビ受信料（ケーブルテレビを含む）等

(ア) 政務調査活動に要した使用領域（面積等）、使用時間等により按分する。

(イ) 政務調査活動の割合が明らかでない場合は、今回は次の部分を目的外とした。

a 事務所を賃借している場合 10分の1

b 自宅の場合 3分の2

8 事務費

政務調査費条例施行規程により、会派及び議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとした。

(1) 備品購入については、パソコン、プリンタ等調査研究に係る事務に使用する物品を除く、冷蔵庫、電子レンジ等事務所の環境整備に係る物品については目的外とした。

(2) 日常生活用品、清掃用具（足ふきマットを含む）、日曜大工用品、医薬

品，合鍵，生花及び鉢植えについては目的外とした。

(3) 被服代（制服，靴等）は目的外とした。

(4) 携帯電話購入代（充電器等付属品を含む）は目的外とした。

(5) 事務費の按分方法

通信費（電話料金，ファックス料金，インターネットに要する通信費等），事務機器のリース料については，次に定める割合で按分する。ただし，携帯電話通話料については，一人当たり1回線のみを認めた。

ア 政務調査活動に要した使用頻度，使用時間等により按分する。

イ 政務調査活動の割合が明らかでない場合は，今回は10分の1を目的外とした。

9 人件費

政務調査費条例施行規程により，会派及び議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとした。

(1) 人件費については，政務調査活動に従事している勤務実態があることを要する。

(2) 生計を一にする親族の雇用経費は目的外とした。ただし，源泉徴収等税法上の措置を行っているものは除くこととした。

(3) 人件費の按分方法

政務調査活動に専念していることが明らかである場合を除き，次に定める割合で按分する。

ア 政務調査活動の業務に従事した時間，日数等により按分する。

イ 政務調査活動の割合（従事時間等）が明らかでない場合は，今回は10分の1を目的外とした。

第3 その他

以上の基準によることができない場合又は基準によることが不適當であると認められる場合は、個別に判断を行った。